

仕 様 書

本仕様書は、門真市立かどま歴史ミュージアム及び収蔵庫棟の施設、設備及び収蔵資料等財産について、自動警報装置を用いて行う警備（以下「機械警備」という。）及びその他機器類設置の基本仕様について定めるが、本仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随する業務として認められる業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 目的

門真市立かどま歴史ミュージアム及び収蔵庫棟の施設、設備及び収蔵資料等財産について、火災盗難及びその他の不法行為の防止や早期発見をするとともに、来館者・職員等の安全の確保と財産の保全を目的とする。

2 件名

門真市立かどま歴史ミュージアム及び収蔵庫棟機械警備業務委託

3 委託場所

- ① 門真市月出町 11 番 1 号 門真市立かどま歴史ミュージアム
- ② 門真市柳町 11 番 1 号 収蔵庫棟

4 契約期間

ア 契約期間

契約締結日から令和 13 年 6 月 30 日まで

イ 警備期間（業務期間）

令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日まで

※委託料の支払いについては警備業務開始後に開始するものとする。

警備業務開始予定日の前日までに、発注者に対し機械警備の使用方法等の説明も含め、警備業務の実施にかかる必要な作業は完了していること。ただし、現在警備を実施している警備会社が警備業務を実施するために利用しているところへの作業はその限りではないが、必ず開始予定日までに引継ぎが完了し、警備業務ができるよう連携を行うこと。

なお、本業務は、門真市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年門真市条例第 3 号）第 2 条第 2 号による長期継続契約であり、次年度以降において長期継続契約に係る予算の減額又は削減のあった場合は、当該契約を変更又は解除する。

5 支払方法 毎月払

6 業務内容

(1) 警備装置

ア 機械警備においては委託場所に自動警報装置（盗難等）を設置し、既存である火災報知器の警報装置と連動させて、当該警報装置により感知した異常発生（火災、盗難等）について電話回線又は専用回線等を通じて、受注者の監視センター（以下「監視センター」という。）において自動的に受信できる装置を設置すること。また、当該装置の正常作動を監視センターにおいても確認できるようにしておくこと。

イ 施設で侵入や破損などが発生した場合には、受注者の警備本部又は監視センターに自動的に通報できる機能を有するものとする。

ウ 受注者は、警備装置が正常に機能するよう管理するものとする。また、警備装置に異常が発生した場合には、速やかに適切な対応をとるものとする。

エ 受注者は、警備装置が作動不能になったときは、速やかに代替の警備対策を講じるものとする。

オ 警報機器の配線の自然損耗により、受注者の業務提供に支障が生じた場合は、受注者の費用負担で配線の補修又は取替を行うものとする。

(2) 警備本部（監視センター）

警備本部は、警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視し、いつ異常が発生しても速やかに対応できるよう準備するものとする。

(3) 異常事態発生時

受注者は、警報受信装置により、施設に異常事態が発生したことを確認した場合、速やかに（25分以内に）警備員を派遣し、異常事態の把握に努めるとともに、被害の拡大防止の措置をとるものとする。また、受注者は異常事態を確認した後、速やかに事前に登録した緊急連絡先及び関係機関に通報するものとする。

(4) 緊急事態発生時の処置について

受注者は、火災、不法侵入その他予測できない事態が発生したときは、臨機の処置をとり、関係機関へ連絡するとともに、緊急連絡者名簿により連絡し、協力して緊急事態にあたるものとする。

(5) 警備の用品、設置場所などの基本仕様について

機械警備装置及び各警備用品（空間センサー、マグネットセンサー等）設置の基本仕様は、次のとおりとする。

なお、設置場所については、別紙の図面を参照とし、発注者の指示のと

おりとする。

ア 空間センサーについては、侵入されても人体を感知できるセンサーを死角のないように設置すること。

イ 門真市立かどま歴史ミュージアム、収蔵庫棟事務室・展示室スペース、収蔵庫棟収蔵庫スペース計3か所それぞれ単独で機械警備を解除できるようにすること。

ウ 機械警備の制御盤を別紙図面のとおり3委託場所①②の各施設の事務室に設置すること。また、警備制御は各施設それぞれに解除キーを用意すること。

エ 解除キーの個数は、門真市立かどま歴史ミュージアム分を7個、収蔵庫棟分を5個、発注者に預託すること（個数に受注者管理分は含んでいない）。万が一、解除キーを紛失した場合には、その紛失した解除キーのみ使用できないようにすること。また、契約期間内に磁気不良等で使用できなくなった場合は、受注者負担で新しい解除キーを速やかに発行すること。

(6) 警備装置の保守点検および点検記録

受注者は、設置された装置が円滑に機能するよう、適宜に保守点検を行い、報告書を提出すること。また、破損など故障が生じたときは、警備に支障がないよう取替又は修理を行うものとする。

(7) 警備開始時及び警備終了時について

ア 発注者は退館に際し火気、消灯状況、残留者の有無を確認し、館内全般の戸締まりを行い、自動警報装置を作動させた後、退出するものとする。

イ 発注者は入館に際し、自動警報装置を解除し、入室するものとする。

ウ 機械警備時における職員の入館については、緊急時等止むを得ない場合のみ次の要領で行う。

① 入館する職員は、監視センターに電話等で氏名、所属、用件等を告げ、警備中断の申し入れをなす。

② 監視センターは、警備解除の申し入れがあれば直ちに当該施設の警備解除のため必要な措置を講ずるとともに、退館後も速やかに警備管理状態に復するものとする。

7 警備時間

(1) 警報装置の作動開始から解除まで

ただし、火災の監視については、24時間監視するものとする。

(2) 前記警備時間について使用状況等により変更する必要がある場合は、

発注者は受注者に事前に連絡をとり、警備時間を変更することができる。

8 従事者の管理

受注者は労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、健康保険法等における関係法令を遵守し、従業員の使用者として、これらの関係法令に基づく義務を負い、その他の諸経費については受注者の負担とする。

また、受注者の従業員は、各法令・条例等を遵守して業務にあたること。

9 損害賠償

受注者は設備工事中や警備実施中に受注者の過失により、発注者及び来館者等に損害を与えた場合、そのすべてについて受注者が損害賠償責任を負わなければならない。

ただし、次の事項については免責とする。

- (1) 天災地変等その他不可抗力による場合。
- (2) 警備装置が正常に作動したにもかかわらず、受注者の責任とならない理由で、通信が行われない状態にあったためによる場合。
- (3) 発注者の責任となる理由により、警備装置が正常に作動しなかった場合。

10 設置工事

- (1) 発注者はその他機械警備に支障を来すと思われる工事等を行うときは、予め受注者にその旨を連絡するものとする。
- (2) 発注者は、施設の改修、一部撤去工事等に伴い、機械警備機器の脱着等が必要となった場合は、受注者に通知するとともに、機械警備機器の脱着等は受注者が行い、脱着等にかかる費用は発注者が負担するものとする。
- (3) 本委託業務の契約締結後の業務開始に係る機材の準備、設備工事及びその他付帯する一切の工事等は受注者が行い、これに要する一切の費用は受注者の負担とする。
- (4) 本委託業務の契約終了後又は契約の解除等による業務終了に係る必要な機材取り外し工事、原状回復その他付帯する工事等は、発注者の指示により、発注者の業務に支障のないように受注者が行うこととし、これに要する一切の費用は受注者の負担とする。
- (5) 既存の機械警備の設備については、現行契約業者が取り外すため、機械警備等に関する機器の設置は新設を想定すること。

11 鍵の預託について

警備実施に必要な鍵を発注者は受注者に預託し、預託された鍵は厳重な取

扱と保管をなすものとする。

12 その他

- (1) 機械警備計画書は受注者が作成し、発注者と協議の上で決定するものとする。
- (2) 発注者は警備遂行のため、必要な権限を受注者に付与するものとする。
- (3) 受注者は、警備実施時間中に事故が発生した場合には、事故報告書を作成し、発注者に速やかに提出すること。
- (4) 機械警備の解除・作動について、解除キーや機械の異常により対応できない場合、速やかに処置できるようにすること。
- (5) 機械警備機器が何者かに切断された場合には、機械警備の作動操作時に正常でない旨が確認できる機器を取り付けること。
- (6) 業務開始にあたっては、現在警備を実施している警備会社と連携して、機械警備の引継ぎを実施すること。
- (7) 業務終了にあたっては、次に警備を実施予定している警備会社と連携して、機械警備の引継ぎを実施すること。
- (8) 今回の機械警備システムの導入に係る利用手順書（開錠・施錠その他それぞれの流れを示したもの）を作成し、発注者に提出すること。
なお、提出にあつては紙媒体によりカラー刷りにて用意し、さらにPDFデータでも提出すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、発注者受注者協議の上決定するものとする。ただし、軽微なものに関しては、受注者の責任においてなすものとする。
- (10) 機械警備システム導入に係る竣工図面を作成し、発注者に提出すること。
提出の様式、時期については発注者の指示のとおりとする。
- (11) 受注者は、本業務により知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、その他の目的に転用してはならない。